

令和9基準年度 草津市固定資産税台帳整備業務 仕様書（案）

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、草津市税務課（以下「発注者」という。）が実施する草津市固定資産税台帳整備業務（以下「本業務」という。）に適用するものである。

第2条（目 的）

本業務は、令和9基準年度固定資産評価替えに向けて、草津市の固定資産税に係る課税客体の適正な現況把握を行う事を目的に、航空写真撮影・地番図・家屋図の更新および路線価等データを更新し、科学的手法に基づく土地評価を行うことにより、公平で適正な課税事務に資するものである。

第3条（準拠する法令等）

本業務は、本仕様書による他、次に挙げる関係法令に準拠して、業務を実施することとする。

- (1) 地方税法
- (2) 草津市税条例
- (3) 草津市契約規則
- (4) 不動産登記法
- (5) 国土調査法
- (6) 測量法
- (7) 国土交通省公共測量作業規程
- (8) 草津市公共測量作業規定
- (9) 固定資産評価基準
- (10) 個人情報保護に関する法律
- (11) 草津市個人情報保護法施行条例
- (12) その他発注者の条例、規則
- (13) その他関係法令

第4条（情報管理および情報保護対策等）

本業務で取扱う情報については、個人情報のもとより、発注者より貸与された如何なる資料および情報も適正に管理しなければならないものとする。

受注者は、本業務の実施にあたっては、「品質管理」・「個人情報の適切な保護措置」・「情報保護」・「情報リスクアセスメント」の観点から、関連する認証（JISQ9011、27001、27017、15001）を取得する等、セキュリティ対策に精通し外部への情報漏洩がないように徹底した管理を実施できる者でなければならないものとする。

第5条（業務概要）

本業務の作業数量および範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|--|-----------------------|
| 1) 航空写真撮影（地図情報レベル：500 令和7年度） | 草津市全域 |
| 2) 航空写真デジタルオルソ画像データ作成（令和7年度） | 草津市全域 |
| 3) 地番図の異動修正 | 令和6年度 令和7年 1月 1日時点へ更新 |
| | 令和7年度 令和8年 1月 1日時点へ更新 |
| | 令和8年度 令和9年 1月 1日時点へ更新 |
| | 令和9年度 令和9年 4月 1日時点へ更新 |
| 4) 土地評価の見直し（令和6・7・8年度） | 草津市全域 |
| (1) 土地利用区分図見直し（令和6・7年度） | 草津市全域 |
| (2) 用途地区・状況類似地域区分見直し（令和6・7年度） | 草津市全域 |
| (3) 標準宅地の見直し（令和7年度） | 草津市全域 |
| (4) 路線の見直し、各種バランス検証（令和7・8年度） | 草津市全域 |
| (5) 地価形成要因の見直し（令和7・8年度） | 草津市全域 |
| (6) 標準宅地の不動産鑑定価格バランス検証（令和7・8年度） | 草津市全域 |
| (7) 土地価格比準表の見直し（令和7・8年度） | 草津市全域 |
| (8) 公開用路線価図および標準宅地位置図作成（令和6・7・8年度） | 1式 |
| (9) 時点修正業務の対応（令和6・7・8年度） | 1式 |
| (10) 一般財団法人資産評価システム研究センター用の公開路線価データおよび標準宅地位置図、税務署への提供用の路線価データ作成（令和6・7・8年度） | 1式 |
| 5) 土地評価取扱要領の調製（令和6・7・8・9年度） | 1式 |
| 6) 家屋図の異動修正 | 令和6年度 令和6年 1月 1日時点へ更新 |
| | 令和7年度 令和7年 1月 1日時点へ更新 |
| | 令和8年度 令和8年 1月 1日時点へ更新 |
| 7) 家屋形状データ更新（令和6・7・8年度） | 1式 |
| 8) 物件管理番号データ更新（令和6・7・8年度） | 1式 |
| 9) 家屋経年異動判読（令和7年度） | 1式 |
| 10) 家屋経年異動判読図作成にともなう台帳照合（令和7年度） | 1式 |
| 11) 家屋評価調書ラスタデータ作成・イメージ管理
(令和6・7・8年度、昭和52・53・54・55・56・57年度) | 1式 |
| 12) 家屋評価適正化分析・比準表案（令和9年度） | 1式 |
| 13) 現地調査効率化業務（令和6・7・8・9年度） | 1式 |
| 14) 窓口地番図閲覧発行システム（令和6・7・8・9年度） | 1式 |
| 15) 地図情報システムリース業務（令和6年8月1日～令和9年7月31日）
(クライアントパソコンは発注者準備) | 15ライセンス |
| 16) 地図情報システムデータセットアップ（令和6・7・8・9年度） | 1式 |
| 17) 課税システム基礎データ作成（令和6・7・8年度） | 1式 |
| 18) 課税および令和9基準年度評価替え業務保守（令和7・8・9年度） | 1式 |

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 19) 負担水準検証用資料作成 | 1式 |
| 20) その他本業務の実施に必要なとなる資料作成（令和6・7・8・9年度） | 1式 |

第6条（疑 義）

本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項または、疑義が生じた場合については、発注者と本業務の受託者（以下「受注者」という。）双方で協議の上、発注者の指示を受けることとする。

第7条（業務計画）

受注者は、業務実施計画書および実施工程表を作成の上、発注者の承認を得ることとする。また、当該計画を変更する場合については、発注者に通知するとともに、その承認を得ることとする。

第8条（諸手続き）

本業務の遂行に伴い、関係官庁その他必要な手続きについては、発注者の承認を得て受注者の責任および負担において実施することとする。

第9条（貸与資料）

発注者は、本業務に必要な資料およびデータを受注者に貸与することとする。受注者は、破損・紛失・盗難等の事故の無いように貸与資料を管理・取り扱い、本業務の完了後は速やかに返却するものとする。

（1）貸与資料は以下のとおりとする。

整理番号	種別	備考
①	土地課税台帳データ	CSV形式
②	家屋課税台帳データ	CSV形式
③	①②のファイルレイアウトおよびコード表	紙資料またはExcel形式等
④	地番図データ	Shape形式
⑤	家屋図データ	Shape形式
⑥	路線関連地図データ	Shape形式
⑦	路線関連属性データ	CSV形式
⑧	都市計画基本図データ	Shape形式
⑨	都市計画決定関連地図データ	Shape形式
⑩	道路台帳図データ	Shape形式または紙資料等
⑪	指定道路関連地図データ	Shape形式
⑫	上水道台帳図データ	Shape形式または紙資料等
⑬	下水道台帳図データ	Shape形式または紙資料等
⑭	航空写真画像データ (昭和23年度から令和4年度までの18年度分)	Tiff形式またはJPEG形式等
⑮	標準宅地鑑定評価書	紙資料
⑯	土地価格比準表	CSV形式または紙資料
⑰	路線価格計算書	CSV形式または紙資料
⑱	道路ネットワーク網図	Shape形式
⑲	その他本業務に必要なと発注者が認める資料	草津市農業振興地域図等

- (2) 受注者は、本業務において作成した複製資料は、焼却処分することとし、また、台帳データのバックアップ等については、削除することとする。なお、質疑応答等のためにやむを得ず受注者にて保管する必要がある場合については、発注者の承認を得るものとする。
- (3) 本業務において、データ更新等に必要データは貸与するものとするが、受注者がデータ更新する場合にフォーマット変換等が必要な場合の当該データ変換等の費用については、受注者の負担とする。
- (4) 個人情報が含まれるデータについては、情報漏洩等が発生しないよう安全な方法により、収集することを条件とする。

第10条（諸事故の処理）

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決することとし、また、発生原因、経過、内容を速やかに発注者に報告することとする。

第11条（守秘義務）

受注者は、本業務により知り得た個人情報等の事項および内容等について、その一切を他に漏らしてはならないものとする。

受注者は業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律、草津市個人情報法保護法施行条例の本旨に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、取り扱う個人情報の取得、利用または提供の方法などを定めた、個人情報保護マニュアルを作成して個人情報を適切に保護しなければならない。なお、受注者は個人情報保護マニュアルを契約後すみやかに提出しなければならない。

第12条（成果品の帰属）

本業務において作成された成果品の著作権は、全て発注者の管理および帰属とする。

第13条（成果品の瑕疵）

業務完了後、納入成果品に不良箇所が発見された場合については、本業務の工期より1年間は、受注者の責任において無償で修正することとする。

第14条（検査）

受注者は、業務完了後、年度毎の納入成果品を毎年3月31日（最終年度は7月31日）までに提出し、主任技術者または現場代理人立ち会いの上、検査を受けることとする。

第2章 情報セキュリティ基本方針

第15条（基本方針）

本業務を遂行するにあたり基本方針を下記に示す。

作成した複製資料は、焼却処分することとし、データのバックアップ等は、削除することとする。

- 2 外部記録媒体を利用する場合は、作業開始前と完了時に監督職員が中身を確認し、本業務に関係の無いデータが入っているかどうかを確認すること。万が一、業務と関係のないデータが発見された場合は、その場で全て消去すること。当該装置にて業務の目的以外にてデータを記録・保管することは厳禁する。
- 3 受注者は、資料（特に個人データ関係）を授受する際は、情報漏洩等が発生しないよう安全な方法により、授受を行わなければならないものとする。

第3章 業務内容

第16条（航空写真撮影）

航空写真撮影は、固定資産税台帳補正（地番図、家屋図、地目図等）の更新作業および現地調査等に活用する為、草津市公共測量作業規程に準じた、航空写真測量撮影を実施することにより、地形地物等に関する地図情報を、数値写真としてデジタル形式で取得するものとする。

なお、航空写真は地番図と重ね合わせることによって、課税客体の把握にも活用することから地番図の筆界線と建物との重なりが適正な範囲となるよう計画するものとする。

また、本業務の撮影計画は、以下に定める条件を考慮して実施することとする。

- （1）撮影縮尺は、地図情報レベル500とする。
- （2）撮影コース数は、上記の趣旨を勘案し、発注者と受注者双方にて協議を実施し、発注者の指示を受けることとする。
- （3）地形などを考慮して、実態空白部が生じないこととする。
- （4）航空写真撮影時期については、発注者と受注者の協議により発注者の指示を仰ぐこととする。

第17条（デジタルオルソ画像作成）

作成するデジタルオルソ画像の平均地上解像度は、撮影時の平均地上解像度相当とする。

デジタルオルソデータは、地番図データ図郭を1ファイルとするデジタル写真画像データとして作成するとともに、後の地図情報システムで表示可能なデータ形式であることとする。

第18条（地番図の異動修正）

地番図の異動修正は、発注者所有の土地登記申請書および土地課税台帳データ等を利用し、令和6年 4月 1日時点地番図データを令和9年 4月 1日時点へ更新することとする（令和6年度：令和6年 4月 1日時点を令和7年 1月 1日時点へ、令和7年度：令和7年 1月 1日時点を令和8年 1月 1日時点へ、令和8年度：令和8年 1月 1日時点を令和9年 1月 1日時点へ、令和9年度：令和9年 1月 1日時点を令和9年 4月 1日時点へ更新）。また、更新後地番図データ等により地番図、地目図、家屋図等の評価基図を作成することとする。

なお、地番図の各年度における地図情報システムへのセットアップ頻度は年度切り替え後の初回以降については1か月に1回以上とし、貸与した資料をすみやかに反映するものとする。

第19条（土地評価見直し）

土地評価見直しは、令和9基準年度において公平で適正な評価替えを実施するために、以下の内容により実施するものとする。

- (1) 令和5年度に作成した土地利用区分図データを、課税台帳データ等により、建物用途を確認し、データ更新することとする。
- (2) 令和6基準年度の用途地区および状況類似地域地区区分を基に、土地利用状況の変化等を調査し、用途地区および状況類似地域の見直しを行うこと。
- (3) 令和6基準年度の標準宅地一覧から、建物の経年変化、路線要因等の変化を調査し、標準宅地の見直し案を作成すること。
- (4) 令和6基準年度からの現況変化を踏まえ、路線区分の見直しを行い、各種バランス検証を行うこと。
- (5) 令和9基準年度用の価格形成要因の見直し案を作成すること。
- (6) 発注者より通知される標準宅地の不動産鑑定価格について、価格バランスを検証することとする。
- (7) 令和9基準年度用の土地価格比準表の見直し案を作成すること。
- (8) 令和9基準年度用の公開用路線価図、公開用標準宅地位置図を作成すること。
- (9) 令和7年、8年、9年度課税向けの時点修正について対応すること。
- (10) 一般財団法人資産評価システム研究センターへの提供用の公開路線価データおよび標準宅地位置図、税務署への提供用の路線価データについて作成すること。
- (11) 令和9基準年度固定資産評価替えに向けて土地評価上の課題を抽出し、作業内容およびスケジュールを検討することとする。
- (12) その他、「土地評価見直し」について、有効かつ実現可能な提案があれば、提案書に記載すること。

また、当該業務の実施にあたっては、発注者が税制度や評価等に関する技術支援業務を別途委託契約している一般財団法人日本不動産研究所と、令和9基準年度に向けた土地評価の見直しに関する課題を三者にて協議し、勉強会の共同開催や見直し内容検討の連携協力体制を構築するものとする。

第20条（土地評価取扱要領の調製）

土地評価取扱要領の調製は、現状の地目認定基準・地目別評価要領を分析するとともに令和6基準年度固定資産（土地）評価替え結果を整理することにより、実施することとする。

第21条（家屋図の異動修正）

家屋図の異動修正は、発注者所有の評価調書および家屋課税台帳データ等を利用し、令和5年1月1日時点家屋図データを令和8年1月1日時点へ更新（令和6年度：令和5年1月1日時点を令和6年1月1日時点へ、令和7年度：令和6年1月1日時点を令和7年1月1日時点へ、令和8年度：令和7年1月1日時点を令和8年1月1日時点へ）するものとする。

第22条（家屋形状データ更新）

- 1 家屋図形状データ更新は、家屋登記申請書と家屋評価調書における異動家屋の家屋形状を更新入力するものとする。また、発注者から修正等の指示があった場合は、過年度の家屋図につ

いても速やかに家屋形状データに反映させることとする。

- 2 新築あるいは増築家屋の形状は、年度ごとに以下のとおり更新することとする。
 - (1) 令和6年度 令和4年度撮影航空写真に存在する家屋は当該建物形状を参考に登記申請書等により壁面形状にて入力する。
 - (2) 令和7年度 令和7年度航空写真撮影時点以降の家屋については登記申請書等により壁面形状にて入力する。
 - (3) 令和8年度 令和7年度撮影航空写真に存在する家屋は当該建物形状を参考に登記申請書等により壁面形状にて入力する。
- 3 入力する建物形状が、筆界（敷地）を越える場合については、当該敷地内に収まるように入力することとする。
- 4 登記申請書等がなく、家屋評価調書を基に入力された建物形状は航空写真撮影成果を基に軒先形状へ修正することとする。

第23条（物件管理番号データ更新）

- 1 物件管理番号データの更新は、前条の家屋形状データ更新にて特定した家屋の家屋課税台帳データ上の物件管理番号データを更新入力することとする。
- 2 受注者は、発注者から修正等の指示があった場合は、速やかに家屋図データに反映させることとする。
- 3 更新後のデータは、家屋課税台帳データとの整合性を確認することとする。

第24条（家屋経年異動判読図作成）

- 1 令和4年度撮影航空写真と本業務で撮影する航空写真をAIにて新規家屋・削除家屋・形状変更家屋を出力して比較照合の元データとしたうえで、目視にて家屋毎に存在の有無や形状の差異等を確認した上、新築・増築・滅失等差異ごとに区分し、本業務で作成する航空写真デジタルオルソ画像データの出力図上に記号を記入することとする（以下「経年異動判読図」という。）
- 2 受注者は、経年異動判読図を発注者が導入する地図情報システムにセットアップすることとする。

第25条（家屋経年異動判読図作成にともなう台帳照合）

- 1 前条の家屋経年異動判読図上の経年変化建物について、家屋課税台帳データおよび土地課税台帳データと照合し、不整合を調査することとするが、次に該当しない不整合事由が発覚した場合は、発注者と協議のうえ、整理を行うものとする。
- 2 照合した結果、不整合となった家屋については、経年異動判読不整合リストとして整理し、エクセルデータで発注者に提出することとする。なお、作成する経年異動判読不整合リストの不整合事由は、概ね以下のとおりとする。
 - (1) 写真のみ新築（航空写真にて明らかに新築されているが、家屋課税台帳データに存在しない家屋）
 - (2) 写真のみ増築（航空写真にて明らかに増築されているが、家屋課税台帳データに増築物件が存在しない家屋）
 - (3) 写真のみ滅失（航空写真にて明らかに滅失されているが、家屋課税台帳データ上で滅失されていない家屋）

- (4) 屋根区分変更（経年異動判読により明らかに屋根区分が変更されているが、家屋課税台帳データで屋根区分が変更されていない家屋）
- (5) 一部滅失（航空写真にて明らかに一部滅失されているが、家屋課税台帳データで床面積が変更されていない家屋）
- (6) 滅失後新築（明らかに令和4年度撮影航空写真上の建物とは異なる建物が建築されているが、家屋課税台帳データで異動物件となっていない家屋）

第26条（家屋評価調書ラスターデータ作成）

発注者保有の下記年度の家屋評価調書について、スキャンングによりラスターデータを作成することとする。

- 令和6年度業務 令和5年分、昭和52年分、昭和53年分
- 令和7年度業務 令和6年分、昭和54年分、昭和55年分
- 令和8年度業務 令和7年分、昭和56年分、昭和57年分

第27条（家屋評価事務適正化）

家屋評価事務適正化は、下記のとおりとする。

- 1 現地調査などを実施した後に未評価と判断された家屋の評価を効率良く実施するために、比準表案を作成することとする。
- 2 比準表案の作成は、発注者が貸与する家屋課税台帳データを基に、下記項目などにより分析して作成することとする。
 - (1) 構造・種類（用途）
 - (2) 面積間の評価水準
- 3 比準表案については、発注者の判断により確定することとする。

第28条（現地調査効率化業務）

業務の効率化とより正確な課税業務に資するため、職員が行う現地調査にタブレット端末5台を導入するものとする。

タブレット端末に求める主な機能は以下の通りであるが、詳細は発注者と協議のこと。

- (1) システムの即時応答性、即時追従性
- (2) 地番図、航空写真等の各種データの表示
- (3) GPSによる現在位置のリアルタイム表示および地図追従機能
- (4) 目的地事前登録機能
- (5) 任意の位置へのメモ入力並びにライン、点、ポリゴン等の入力機能
- (6) 任意の位置への着色機能
- (7) 屋外での視認性に優れた画面表示およびインターフェース

※なお、当該業務については、紙媒体に代わるものとして、利便性、柔軟性、視認性、即時応答性を備えたものであること。

第29条（窓口地番図閲覧発行システム）

発注者の課税事務支援を目的に、窓口地番図閲覧発行システム（1台）を導入するものとする。

る。マウスでの方向指示や選択パネル方式による地番検索等、システム操作に不慣れな市民等も容易に操作し、利用できるものとする。なお、編集、解析等の不要と思われる機能は表示しないように構築し、閲覧できる地図および属性データについても制限できるものとする。詳細については、発注者および受注者協議のうえ、決定するものとする。

第30条（地図情報システムリース業務）

デジタルデータ化した地図情報と、課税情報をリンクさせた地図情報システムを調製し、情報システムの運用に必要なハードウェア（ディスプレイ、カラープリンター等）、ソフトウェア等の必要機器を15ライセンスリースすることとする。

なお、パソコンについては発注者保有の端末を使用するものし、受注者提供のディスプレイにて、デュアルディスプレイ環境で運用するものとする。パソコンのバージョン変更があった際には、無償での対応とする。

サーバについては、おうみ自治体クラウド協議会で構築されている情報基盤（既存の回線）を利用すること。

また、おうみ自治体クラウド協議会で構築している情報基盤の利用料などの質問については、下記事業者にお問い合わせのこと。【京都電子計算株式会社（電話：075-241-5552）】

なお、おうみ自治体クラウド協議会で構築されている情報基盤は、令和8年10月に事業者が変更となる可能性があるため留意すること。事業者変更に伴うデータ移行の費用等については、発注者および受注者協議のうえ、決定するものとする。

【発注者保有パソコンスペック】

- （指定パソコン）
- ・型番 ESPRIMOD07010/E
 - ・OS Windows10pro 64
 - ・CPU intel Core i3-10100T 動作周波数 3.00GHz
 - ・メモリ 4GB
 - ・ストレージ 128GB SSD
 - ・ディスプレイ 21.5インチ（1920×1080）
 - ・アプリケーション Microsoft Office Standard 2016
 - ・ディスプレイ接続端子 VGA端子
 - ・ブラウザ Microsoft Edge

第31条（地図情報システムデータセットアップ）

地図情報システムデータセットアップは、発注者の課税事務支援を目的に、地図情報システムに本業務で更新する各種データを毎月1回以上セットアップすることとする。

なお、更新するデータは、概ね以下のとおりとする。

（1）地図データ

- ①地番図データ
- ②家屋図データ
- ③路線図データ
- ④画地界データ
- ⑤所要の補正図データ

⑥その他発注者受注者協議によるデータ

(2) 属性データ

①土地課税台帳データ

②家屋課税台帳データ

③宛名データ

④路線価データ

⑤その他発注者受注者協議によるデータ

第32条（課税システム基礎データ作成）

- 1 令和9基準年度評価替え処理に必要な汎用課税システム取り込み用基礎データを作成することとする。また、令和7年度に予定されている地方公共団体情報システムの標準化について対応することとする。
- 2 課税システム取り込み用に作成するデータは、以下のとおりとする。
 - (1) 路線一覧（路線番号・路線価格・用途コード、状類番号）
 - (2) 新旧分割延長路線一覧（路線番号・路線価格・用途コード、状類番号、位置図）
 - (3) その他発注者受注者協議によるデータ
- 3 鉄軌道単価支援用データについては、エクセルにて作成することとし、鉄軌道状況類似地域図は前条の地図情報システムにセットアップすることとし、発注者により課税システムへ登録することとする。

第33条（課税および令和9基準年度評価替え保守）

各年度の課税および令和9基準年度固定資産土地評価替え実施にともなう評価動向や縦覧等による窓口対応事務支援のための資料を作成することとするとともに、草津市の過去の経緯を考察したうえで評価要領および所要の補正整備に関すること等、評価・課税に関する提示、助言等（コンサルタント業務）の保守サポートを行うものとする。

第34条（負担水準検証用資料作成）

令和9基準年度固定資産土地評価替えの実施に伴い、宅地比準課税土地の負担水準動向を検証する為の資料等を作成することとする。あわせて、負担水準検証用資料は、検証図面の作成と共に、地図情報システムにランキングデータをセットすることとする。

第35条（版權データの提出）

本仕様書における後年度業務や、令和9基準年度草津市固定資産税台帳整備業務について、受注者が変更となる見込みとなった場合は、発注者が版權を有する固定資産税台帳整備業務の各種データ（航空写真、地番図、用途状況類似地域、路線価関係、画地、標準宅地、所要の補正、家屋図関係、地形データ関係等の評価、その他課税事務に必要な一切のデータ）を、過去受注分を含めて発注者に提出すること。なお、媒体については、発注者から提供する。

その他詳細については、発注者受注者双方で協議するものとする。

第36条（納入成果品）

本業務の成果品は、別表のとおりとする。

第37条（環境配慮の周知について）

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

（参照）

草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

第38条（熱中症の予防について）

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

参照：草津市ホームページー暮らし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防

第39条（草津市の発注する建設工事等（建設工事に関連する調査、測量、設計等の業務の委託を含む。）における暴力団員等による不当介入の排除について）

1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式）により草津警察署に届け出るとともに、監督職員等に報告するものとする。

また、受注者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行うものとする。

（様式については、草津市ホームページ（事業者向けー入札・契約ー規則等ー建設工事等における不当介入に対する通報・連絡制度を導入しました。）に掲載）

別紙) 令和9 基準年度 草津市固定資産税台帳整備業務 主要納入成果品一覧

整理 番号	業務名	成果品名		納入年度			
				R 6	R 7	R 8	R 9
1)	航空写真撮影	①	撮影標定図	――	1 式	――	――
		②	撮影成果簿 (記録簿、精度管理表)	――	1 式	――	――
		③	数値地形標高データ	――	1 式	――	――
		④	G N S S / I M U 解析データ	――	1 式	――	――
2)	航空写真デジタルオルソ画像データ作成	①	デジタルオルソ画像データ (メディアは協議による)	――	1 式	――	――
3)	地番図の異動修正	①	地番不明リスト	1 式	1 式	1 式	――
		②	地番図 (1 / 1, 0 0 0 P D F) (メディアは協議による)	1 式	1 式	1 式	――
		③	地番図 (税務課窓口で閲覧可能なもの)	1 式	1 式	1 式	――
		④	宅地・一般農地・山林状況類似図 (地図情報システムにセット)	1 式	1 式	1 式	――
		⑤	形状修正を行った筆界データリスト (Excelファイル等)	1 式	1 式	1 式	――
		⑥	地目不合位置図 : (1 / 1, 0 0 0 P D F)	――	1 式	――	――
		⑦	地目不合リスト	――	1 式	――	――
		⑧	地目不合データ (発注者パソコンにセット)	――	1 式	――	――
4)	土地評価見直し	①	土地利用区分図 : (1 / 2, 5 0 0 P D F)	1 式	1 式	――	――
		②	用途地区・状況類似地域区分図 (地図情報システムにセット)	1 式	1 式	1 式	――
		③	標準宅地選定資料 (標準宅地位置図・標準宅地選定調書)	――	1 式	――	――
		④	路線価算出用比準表 (P D F)	――	――	1 式	――
		⑤	路線価計算書 (P D F)	――	――	1 式	――
		⑥	評価替え路線価検証資料 (路線価格流れ図を含む)	――	――	1 式	――
		⑦	簡易路線価算定システム	――	――	1 式	――

整理 番号	業務名	成果品名		納入年度			
				R 6	R 7	R 8	R 9
		⑧	比準表グループ図（1／10，000PDF）	——	——	1式	——
		⑨	公開用路線価図（税務課窓口で閲覧可能なもの）	1式	1式	1式	——
		⑩	時点修正検証資料（路線価格流れ図を含む）	1式	1式	1式	——
		⑪	固定資産税路線価等公開情報の集約に係る電子データ（CD-R）	2枚	2枚	2枚	——
9)	家屋経年異動判読	①	家屋経年異動判読図（発注者パソコンにセット）	——	1式	——	——
11)	家屋調書ラスターデータ作成	①	家屋評価調書ラスターデータ（メディアは協議による）	1式	1式	1式	——
12)	家屋評価事務適正化	①	家屋評価事務適正化（比準表案）	——	——	——	1式
13)	現地調査効率化業務	①	タブレット端末5台（令和6年度5台、以降保守）および保守	1式	1式	1式	1式
14)	窓口地番図閲覧発行システム	①	窓口地番図閲覧発行システム（タッチパネル）1台、カラーレーザープリンター1台および保守	1式	1式	1式	1式
16)	地図情報システムデータセットアップ	①	システムデータ（発注者パソコンにセット）	1式	1式	1式	1式
	住宅地図利用ライセンス	②	令和6年8月1日から3年間最新の住宅地図が利用可能なライセンス（発注者パソコンにセット）	1式	1式	1式	1式
	地図情報システムの移行	③	データ移行チェックエビデンス（システムデータ移行が必要な場合）	1式	——	——	——
17)	課税システム基礎データ作成	①	課税システム取り込み用データ	1式	1式	1式	——
18)	課税および令和9基準年度評価替え保守	①	システムデータ（発注者パソコンにセット）	1式	1式	1式	1式
		②	各種著作権データ（過年度分含む）※媒体は発注者から提供する	1式	1式	1式	1式
		③	評価要領（PDF）	——	——	——	1式
19)	負担水準検証用資料作成	①	負担水準検証図（発注者パソコンにセット）	——	——	——	1式
20)	その他本業務の実施に必要となる資料作成	①	協議により決定	1式	1式	1式	1式
—	業務報告統括資料	①	業務報告書	1冊	1冊	1冊	1冊